定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 松屋アールアンドディ と称し、 英文では Matsuya R&D Co.,Ltd と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 縫製機械の製造、販売ならびに委託検査
  - 2. 健康器具の製造
  - 3. 血圧計の腕帯の製造
  - 4. 自動車内装部品の製造
  - 5. 自動車・無人航空機の安全装置の製造、販売
  - 6. 裁断・縫製・接着に関するソフトウエアの開発、製造、販売
  - 7. メディカルヘルスケア商品の開発、製造、販売
  - 8. 自動化設備の開発、製造、販売
  - 9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 福井県大野市 に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査役
  - 3. 監査役会
  - 4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、 に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
  - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当 てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の 株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会 において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、 臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする
  - 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとすることができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
  - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しな ければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役 及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。
  - 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ る。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役 会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
  - 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が 異議を述べた時はこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役 がこれに記名捺印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退

任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。
  - 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める 監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主 総会において再任されたものとする。

(報酬)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配 当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 定める施行日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生 ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株 主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開 示)はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。